

平成 23 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

平成 23 年 3 月 25 日天草市農業委員会総会が天草中央地域保健福祉センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（36 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	20 番	原田 康盛	君
2 番	滝下清三郎	君	21 番	山本 隆久	君
3 番	川崎眞志男	君	22 番	浦上 廣幸	君
4 番	坂上 眞守	君	23 番	平岡 秀樹	君
5 番	梅本 秀幸	君	24 番	山田 昭則	君
6 番	福本 富人	君	25 番	川峯 正美	君
7 番	佐々木碩哉	君	26 番	佐藤 駿二	君
8 番		君	27 番	池田 裕之	君
9 番	鶴田 雄士	君	28 番	川原 昭雄	君
10 番	元島 正則	君	29 番	前田 達也	君
11 番	松岡 健吾	君	30 番	小松 信男	君
12 番		君	31 番	江良 邦勝	君
13 番	松本 明博	君	32 番	落合 正實	君
14 番	山本 友保	君	33 番	宮崎 義一	君
15 番	森岡 一正	君	34 番	椎場 次穂	君
16 番	大塚 宏	君	35 番	松原 高弘	君
17 番	松川 兼光	君	36 番	小堀田幸一	君
18 番	倉田 喜一	君	37 番	戸谷 泰典	君
19 番	川口 直	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

8 番	稲田 秀敏	君	12 番	井上 哲晴	君
-----	-------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 任	吉田 直哉
主 幹	中村 政一	主 任	松村 康平
主 任	浦上 達也		

4、議事日程

開 会

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議第 14 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議第 15 号 | 買受適格証明願（耕作目的）について |
| 日程第 4 | 議第 16 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議第 17 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議第 18 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について |
| 日程第 7 | | 報告事項について |

閉 会

開 議 午後 2 時 5 分

事務局（森内健二君） 皆様どうもお疲れ様です。総会前に 3 月 11 日に発生しました東北地方太平洋沖地震の犠牲者の霊に黙祷を捧げたいと思いますのでご協力をお願いします。恐れ入りますが、御起立をお願いいたします。

黙祷・・・・・・・・お直りください。どうぞご着席下さい。

ただ今から平成 23 年第 3 回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。ただ今東日本の大震災について黙祷いただき、本当にご協力ありがとうございました。3 月 18 日に熊本県農業会議所の総会が行われました。その折の 2 点をお繋ぎして挨拶に代えたいと思います。

1 つめが農業委員会の系統組織による東北地方太平洋沖大地震に係る義援金のことでございます。今回の地震では、その後に襲来した津波や余震で未曾有の被害が発生し、亡くなられた方も万単位となり、全体の被害についてはまだ未知数という大惨事となっています。テレビを見ていると、家屋が押し流されたりする映像が流れてまいります。ほんとに目を覆いたくなるような惨状でございます。そういった被害を受けた方々の農地なり農業用施設なりも甚大な被害を被っております。亡くなられた方々に対しまして先ほど皆様に追悼の意を表していただきましたが、農業委員会系統組織でも被災された農業者の今後の経営と生活の回復を 1 日でも早く図りたいということで、義援金の呼びかけがございました。

2 つめが農業委員会活動の強化に関する申し合わせ事項についてでございます。この 2 点について後で局長の方から説明がありますので皆様のご協力を切にお願いいたします。簡単ですが挨拶といたします。

事務局（森内健二君） 本日は、8 番稲田委員、12 番井上委員の 2 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことになっております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、37 番戸谷泰典委員、38 番森本文隆委員を指名いたします。

議長 日程第2、議第14号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括して説明をお願いいたします。

事務局 1番について説明します。町の譲受人さんは町の譲渡人さんより、町の田 m^2 を同一世帯員間の贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件及び農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

事務局 2番について説明します。町の譲受人さんは、町の譲渡人さんより町の畑 m^2 を同一世帯員間の贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、全部効率利用要件及び農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

3番について説明します。町の譲受人さんは、市の譲渡人さんより、町の田 m^2 畑 m^2 を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて10キロ内で容易に通作でき、申請地は稲作及び野菜を栽培される計画です。譲受人は農業生産法人としての要件を満たしております。以下、不許可要件には該当しておりません。

議長 それでは、個別審議に入ります。1番について担当委員より説明をお願いします。

担当委員 番 です。1番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子でございます。譲渡人は高齢でございまして体が達者な内に財産を譲りたいということでございました。譲受人は地元の病院で働きながら農作業に従事されております。申請者の家は、譲渡人、譲受人、譲受人の子どもさんの3世代で農業を営んでおられます。申請地の5筆を支所の事務局と回りましたが、問題は無いものと思います。審議をよろしくをお願いします。

議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について、担当委員より説明をお願いします。

担当委員 番 です。2番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子でありまして、同居されております。譲受人も農業従事をしておられますので、何ら問題はないものと思います。審議をよろしくをお願いします。

議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、2番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について、担当委員より説明をお願いします。

担当委員 番 です。3番について説明いたします。譲渡人は 市在住でもう天草に帰って来て農業をするつもりは無いということで、譲受人に売買で処分したということでございます。特別問題はないと思います。審議をよろしくをお願いします。

議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、3番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第3、議第15号、耕作目的の買受適格証明願いについてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

事務局 説明します。町の さんは農業経営規模拡大のため、町の田 m²を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は10キロ以内で容易に通作できる距離であります。申請地は稲作される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

競売の場所は熊本地方裁判所売却場です。附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許可できるものとする。」としております。

申請地担当委員 番 です。申請地はこれまでも2回の総会で説明申し上げた物件でございます。基盤整備された水田で耕作するには何も問題ありません。申請人は農地として耕作することには問題はありません。今回は 町の方から申請があつていただきますので、委員さんから補足をお願いしたいと思います。

申請者担当委員 番 です。申請人について補足説明をいたします。申請人の本業は行政書士で 町で開業していらっしゃいます。元は で開業しておられたんですが、お母さんのお世話をするというで帰って来られて、行政書士の仕事の傍ら、 で田んぼを作っておられます。自分でできないところは委託とかしながら、農業に興味を持って現在 38アールの農業を営んでおられます。問題は無いと思います。ご審議をよろしく願います。

議長 ただ今説明がありました本件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第 4、議第 16 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

事務局 1 番について説明します。町の さんは、公衆用道路とするため、町の畑 m²を転用したいというものです。既に道路として利用がなされておりますので、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、第 2 種農地となっており、隣接地の同意書も添付されております。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。なお、5 条申請も同時に出されております。

担当委員 番 です。扁桃腺を痛めてお聴き苦しいと思いますが、1 番について説明いたします。位置図及び現場写真は 1、2 ページになります。申請人は昭和 60 年頃に土地を広く買い入れて、病院の関連施設も作られた訳ですが、この道路も以前からあったものを拡幅し、現在ではコンクリート舗装がされて利用されています。周辺農地の同意も取れておりますし、始末書も添付されています。転用はやむを得ないと考えていますが、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2 番の件について説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。町のさんは宅地とするため、町の田 m²を転用したいというものです。既に宅地造成されているため、始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。2番について説明いたします。位置図及び配置図は3ページ、写真は4ページになります。申請地は数年前に購入されて昨年11月に農用地区域の除外申請をされて、許可が下りる見込みとなったので今回申請されたものです。3方を道路に囲まれて、南側に農地がありますが、同意書も添付され、営農上の支障は無いものと思います。審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について説明をお願いします。

事務局 3番について説明します。市のさんは山林とするため、町の田 m²、畑 m²を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。3番について説明いたします。位置図等が5ページ、写真が6ページに付いています。写真をご覧いただければお判りと思いますが、雑木が大きくなっています。それで、植林して管理をしたいということでございます。申請地の周りも雑木林で仕方ないかなと感じております。審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第5、議第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から案件ごとに事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

事務局 1番について説明します。この案件は4条申請の1番と同時に出席しております。

町の譲受人 さんは、公衆用道路とするため、町の譲渡人 さんより 町の畑 m^2 を贈与により転用したいというものです。既に公衆用道路として使用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

担当委員 番 です。1番につきまして説明いたします。位置図等が13ページ、写真が14ページにあります。先ほど4条申請で説明いたしました所の隣接地になります。私も関係書類を持って現場を確認したんですが、 m^2 の申請地を探していたら、譲受人が来て、「ここです。」と指を指してくれました。道路の一部として舗装してありますので明確な区分は判りませんが、大体のところは写真の場所になります。問題は無いと考えますが、審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。町の借受人 さんは、駐車場とするため、町の貸渡人 さん外2名より、町の田 m^2 と畑 m^2 を賃貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は、都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明が提出してあり適当です。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。なお、この案件は2月に申請があり、審議いただいたものですが、農地であるところを雑種地と誤認し申請されたことにより取下げられ、再度申請されたものです。

担当委員 番 です。2番について説明します。位置図及び写真は15、16ページにあります。本申請は事務局説明のとおり、2月総会で駐車場として転用することに対して審議いただき、承認をいただいたものです。駐車場の入り口の所の地目に誤認があり、転用面積に相違があったので2月申請分を取下げのうえ、再度申請されています。誤認があった場所が進入口及びその両隣の2筆です。申請内容は の駐車場となっています。周囲には農地はなく問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

担当委員 番 です。前回の申請から変わったのは雑種地問題だけですか。内容がよく判らないので、事務局からもう少し詳しい説明をお願いします。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 10 ページの下の写真の右上の方に進入口として計画されている場所があります。

と の2筆が農地地目であったのに、現況が雑種地のようになっていたので誤認されて、その2筆が前回の申請から漏れていたため、取り下げのうえ改めて2筆を加えて申請がなされたということです。

質問委員 番 です。その2筆が転用申請に入ってなかっただけですか。他の変更点はありませんか。

事務局 他の変更点はありません。

質問委員 番 です。判りました。

議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

事務局 3番について説明します。町の借受人 さんは、駐車場とするため、町のさんより、町の畑 m²を賃貸借により転用したいというものです。既に駐車場として使用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は都市計画区域内の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

担当委員 番 です。3番について説明します。位置図及び写真等は11、12ページをご覧ください。借受人は隣で喫茶店をやっておられまして、お客様用の駐車場としたいということです。地主の方がまだ農地だったと知らなかったということで始末書が添付され申請されています。随分前から駐車場として利用されており、隣接農地の同意書も付けてあり問題ないと思います。審議をよろしくをお願いします。

議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

事務局 4番について説明します。町の譲受人さんは、宅地分譲をするため、町の譲渡人さんより町の畑 m²を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明が提出してあり適当です。また隣接農地の同意書及び同意書が添付できない旨の理由書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

担当委員 番 です。4番について説明します。位置図及び写真等は13、14ページをご覧ください。隣接農地が2名の対象でしたが、1人の方からしか同意書がもらえていません。そのことについて、譲受人から理由書が出されていますので、その内容をご説明いたします。転用申請を行うに当たり、同意を求めましたが、譲渡人と同意対象者の間に申請地の仮登記をめぐる裁判になった経緯があり、感情的な問題もあってどうしても同意書はもらえなかったということです。同意書がもらえなかった隣接者にも会って話は聞きましたが問題は無いと思います。審議をよろしくをお願いします。

議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

質問委員 番 です。同意できない理由として過去に裁判沙汰があったということですが、裁判になったのはこの土地のことですか。それとも別の土地についてですか。もっと詳しく説明をお願いします。

担当委員 番 です。私が聞いたところだと、同意対象者であるさんの町の土地と申請地を交換をするということで合意ができ、農地法の許可を条件に仮登記までしていたそうです。それを無くすための裁判だったそうです。

質問委員 それは、もう解決はついとつとですか。

担当委員 番 です。裁判は結審したそうです。現在その判決を受けて、仮登記の抹消手続き中だそうです。

議長 委員、説明でお判りいただけましたでしょうか。

質問委員 番 です。判りました。裁判で決着がついていれば仕方ないんじゃないかと思えます。

議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

事務局 5番について説明します。町の譲受人さんは建売住宅及び資材置場とするため、町の譲渡人さんより町の田㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は、第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

担当委員 番 です。5番について説明します。位置図等は15ページ、写真は16ページをご覧ください。譲渡人は建売住宅3棟と資材置場を造りたいというものです。給水は天草市上水道を利用し、汚水排水は浄化槽で処理した後に、雨水は道路側溝へ放流する計画です。隣接の農地耕作者の同意書が添付されています。隣接農地は南側でございますので、日照通風にはさほど支障は無いものと考えます。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

事務局 6番について説明します。市の借受人さんは、個人住宅を建築するため、町の貸渡人さんの農地を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明が提出してあり適当です。また隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

担当委員 番 です。6番について説明します。写真は18ページ、位置図等は17ページにあります。申請地は の住宅団地のすぐ隣になります。みかん山の隅に住宅を建てたいということで、昨年11月に農用地区域の除外申請がなされ、許可の見込みということで今回転用申請されています。貸渡人と借受人は親子です。下水道も隣まで来ており、見晴らしもいいので住宅を建てるのにはいい場所だと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

事務局 7番について説明します。町の譲受人社会福祉法人さんは障害児入所施設と
するため、町のさん、市のさんより町の田 m²を売買により転用したいという
ものです。既に一部造成されているため始末書が添付されています。ここは農用区域で
ありましたが、昨年11月に除外申請され、平成23年2月15日に県、市、事前協議の結果
異議なしとの回答がありました。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっ
ております。次に一般基準ですが資力及び信用要件で残高証明書、老朽化民間社会福祉整備
に対する県補助金が4月上旬認可されることで適当であります。以下、記載のとおりとな
っており、基準に適合しています。

担当委員 番 です。7番について説明します。位置図等は19ページに、写真は20ペ
ージにあります。ここは昭和41年に今の施設ができており、トタン葺きで今までに2度ほ
ど雨漏りしたそうです。写真の後の方にも写っていますが、前に建っていた所が大きな山
に隣接してしまっていて、大雨あたりのときは、雨水がいったんにどっと川のようになっ
て流れてきて、床下浸水も2回あったそうです。冬場になりますと、山の陰で日当たりも悪く
なり10時頃にならないと日が当たらないような場所だったということです。障害児の入所
施設でございますので、日当たりの良い安全な場所に施設を移したいということで現在の
場所を計画されたそうです。また、譲渡人と譲受人は夫婦ですので、話がスムーズに行っ
たのではないかと考えています。また、申請地の北側に農地がありますが、この土地につ
いても、入所児童の野外活動の場所として が譲り受けることで内諾が取れているそう
です。そういったことですので、3階建ての施設ではございますが、同意書は付けてありま
す。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありますか。

質問委員 番 です。今の施設があった場所で過去に浸水したという説明がありました
が、すぐ前に 川が通っておりますが、水害に対しては危険度が増すのではないですか。
天草では昭和47年に大水害がありまして私の家も半壊いたしました。私の家の100m横に
4m程の川がございましたが、その川が氾濫して近所の家が全壊、半壊したわけです。そう
いった防災面のことも考えて、特に障害児ということで避難するときも大変だと思います。
そういった安全面のことは考えてあるんでしょうか。

担当委員 番 です。近くの委員さん方はご存知だと思いますが、川は土手が高くなっておりますので今まで氾濫したことはございません。また、施設の場所は高さにいたしまして川より15mほど高くなっています。そういったことで水害の心配は無いと思います。また、防災面に関しましては施設設置者が一番考えて計画をしているものと思います。質問委員 番 です。判りました。

議長 他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番につきまして説明をお願いします。

事務局 8番の案件について説明します。町の譲受人 さん、さんは両氏共有の畑へ通じる農作業用道路とするため、町の譲渡人 さん、さんから各々が所有する町の畑 m^2 を売買により転用したいというものです。既に農作業用道路として利用されているため、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付されております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

担当委員 番 です。8番について説明します。位置図及び写真等は21、22ページをご覧ください。譲受人が2名ですが、お2人は兄弟でございます。21ページの字図の拡大図で所有者等の位置関係を見ていただければ判りやすいと思います。既に農作業用道路として使用していたところが農地地目だったことが判り、一番奥に農地を持っている譲受人から名義の変更と併せて申請がっております。隣接の農地の方々も関係者ですし、自分たちの農地への道路としても使用しておられますので全員の同意書が付けてあります。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番につきまして説明をお願いします。

事務局 9番について説明します。町の譲受人 さんは店舗併用住宅とするため、町

の さんより 町の畑 m²を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが資力及び信用要件で残高証明書が提出してあり適当であります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。9番について説明します。位置図及び写真等は23、24ページをご覧ください。申請地は譲渡人の自宅から遠く、又面積も狭いということで耕作に手がかかる場所だったそうです。譲受人は、ご両親、弟さん夫婦と同居されており現在お住まいの住まいが手狭なこと、又23年度退職されるということで住宅を新築したいと候補地を探しておられ、合意ができたそうです。ご覧のように3方を農地に囲まれています、建物が西側になりますので耕作への影響はほとんど無いものと思われ、隣接の方々から話を伺いましたが同意されておられました。ご審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10番につきまして説明をお願いします。

事務局 10番について説明します。町の借受人 さんは通路及び駐車場とするため、町の さんより 町の畑 m²を貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

担当委員 番 です。10番について説明します。位置図及び写真は25、26ページにあります。申請のお2人は親子でございます、字図の1347に建設中の住宅への通路及びそのための駐車場ということでした。周囲は全て宅地となっておりますし、何ら問題は無いと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

議長 それでは、日程第6、議第18号、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等に

ついてを議題といたします。事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局 議第 18 号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1 番の 町の さん他利用権の新規設定の計画が 25 件、再設定の計画が 13 件、所有権移転の計画が 2 件で、総面積は 78,530 m²となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

議長 それでは 1 番から 40 番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議がありませんので、1 番から 40 番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

議長 それでは、日程第 7、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 報告に入ります前に資料の修正をお願いいたします。番号 14 番の申請人氏名がとなっておりますが、 の 誤りでございます。画面は見ておりましたが、印刷がされておりませんでした。申し訳ございません。

それでは、報告いたします。今月は農地利用形状変更届の 13 番からです。 の さんは 町の田 m²を 1.33m 盛り土を行い、野菜を栽培するという届けです。

14 番が同じく の さんは同じく田を 1.02m 盛り土を行い、野菜を栽培するという届けです。両案件とも地区担当委員さんに現地確認をいただき、届けがあった計画であれば、周辺農地の耕作には支障が無いだろうということで 3 月 18 日に受理通知を行っております。以上で報告を終わります。

議長 ただいま事務局から報告がありましたが、各案件について質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑がなければ、以上で日程第 7 の報告事項についてを終了します。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 05 分

閉 会